声明

同志社国際高校の研修旅行中の死亡事故を契機にした平和教育つぶしを許さず、政治権力の都合に左右されない真理と真実にもとづく教育を進め、平和と民主主義の理念に貫かれた授業、学校をつくりあげよう

東京の民主教育をすすめる教育研究会議

2026年8月19日

2026年3月16日、沖縄県名護市辺野古の沖合で研修旅行中の同志社国際高校の生徒と船長のお二人の尊い命が失われました。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族のみなさまに深く哀悼の意を表します。今回の事故は、学校の行事中のことであり絶対にあってはならないことです。東京民研は、今回の事故を重く受け止め子どもたちの安全の確保のために自己点検を進めるとともに、当該学校も含めたすべての関係者に、事故原因究明と問題点を明らかにし人員増を含む万全の対策をすすめることを求めるものです。

5月22日、文科省は今回の事故に関する報告書を発表しました。事故原因についての記述は少なく、多くの頁が割かれたのは、同志社国際高校の沖縄への研修旅行を含む教育内容が政治活動を禁止する教育基本法14条2項に違反すると認定することでした。教育基本法違反を認定し是正指導を実施するのは、戦後初めてのことです。その後、報告書を根拠に都内の多くの自治体で「平和教育」において「政治的中立性」を侵す偏った教育が実施されていないか調査するよう求める陳情が提出されています。

こうした判断や動きの根拠になっている教育基本法第14条1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と政治教育の必要性を述べ、2項で「特定の政党を支持、または反対するための政治教育や政治的活動」を禁じています。この部分は、「改正」される前の教育基本法とほぼ同じ形で受け継がれました。そこには、戦前の教育が時の権力・軍国主義の言いなりになり、「教育勅語」をその基礎に置き、子どもと国民を無謀で残酷な侵略戦争を積極的に支持し行動するように駆り立て、世界とアジアの人々に大きな被害をもたらしたことへの深い反省が込められています。戦争は日本国民にも、広島長崎をはじめ言葉には表せない大きな悲劇をもたらしました。そうした戦前の歴史への反省が日本国憲法となり、その理念の実現する柱として、自主的精神に充ちた主権者・国民の育成をめざし1947年に成立したのが教育基本法です。2006年に「改正」され、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」との文言はなくなりましたが、16条1項には「教育に対する不当な支配に服することなく」という規定は残り、行政の教育への介入は抑制されています。「必要な政治的教養」や「主権者教育」などにおける「政治的中立性」とは、憲法に示された国民の知る権利や子どもの発達し学ぶ権利を国家が抑圧し子どもたちを意のままにしてきたことへの反省とそれとの決別のうえに成り立つものといえるでしょう。

しかし近年、「政治的中立性」が意図的に強調され、現実に起きている社会問題を取り上げて話し合うことを躊躇させる空気も広がっています。辺野古の新基地建設などの沖縄の米軍基地問題は、教科書が改訂されるたびに記述は少なくなり、子どもたちの事実を知る権利が奪われている現状を憂えざるを得ません。

教育の目的はいうまでもなく一人一人の子どもの学習権を保障し、すべての子どもたちの能力を無限に開花させ、一人一人を自主的な判断力を持つ主権者として成長させ、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」に育てることです。東京民研は、1984年の発足以来、子どもの発達段階に合わせた教材開発、授業計画、教育課程などを研究するとともに、憲法に基づく民主教育の根幹としての平和と非暴力の教育を重視してきました。7月には、平和教育部会を中心に多くの方々の協力も得て『平和教育ハンドブック』を完成させました。今、抑止力論を根拠に軍事力強化、核軍拡の流れが世界でも日本でも強まっています。子どもたちの未来を戦争で壊してはなりません。「新しい戦前」ともいわれる今、東京民研に結集し教育実践と研究を進める私たちは、先輩たちの「教え子を再び戦場に送らない」の痛恨の決意を思い起こし、民主教育の重要な柱の一つである平和教育を、不当な攻撃にひるむことなく進めていくことを宣言します。